

# たばこの煙による健康被害を防止しましょう!

「受動喫煙の防止等に関する条例」平成26年4月1日全面適用



分煙は、たばこの煙が禁煙区域へ直接流入しないよう、床面から天井まで達する壁等で仕切るとともに、常にたばこの煙を直接屋外に排出できる設備などを備えた「厳格な分煙」としてください。

(注)分煙のステッカーは、「受動喫煙の防止等に関する条例」で区域分煙が認められている施設に貼ってください。また、壁等で完全に仕切るとともに屋外排気設備を備え、禁煙区域にたばこの煙が流れ出ない「厳格な分煙」としててください。

※ 客席を指定するだけなど、条例で分煙と認められない場合には、使用しないでください。(詳細は県ホームページ)

[http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/judoukitsuen\\_jourei.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/judoukitsuen_jourei.html)

兵庫県 受動喫煙

検索



取動喫煙防止に御協力ください



兵庫県

はばタン

分

煙